

ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書

平成20年1月11日に制定された「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」（以下特措法という）により、裁判所においてカルテ、投薬証明等によって血液製剤投与の事実と感染との因果関係を証明して、薬害C型肝炎被害者と認定された患者に対し、症状に応じて給付金を支払うこととなった。

しかし、C型肝炎は感染してから発症するまでに10年以上経過する例が多く、カルテの保存義務は5年であるため、カルテによる証明が難しく、特措法による救済の対象から外されかねない状況にある。

また、ウイルス性肝炎患者は、進行する病状、インターフェロンの副作用等により苦しみ、高額な治療費の負担もあり、国によるいっそうの救済を求めている。

よって、美濃加茂市議会は、国の責任において、これらの患者を救済するため下記の事項について、速やかに必要な措置を講じられることを強く要望する。

記

- 1 カルテがない薬害C型肝炎患者について手術記録、投薬指示書、母子手帳等の書面、医師などの投与事実の証明等幅広く考慮することにより、特措法を適用し救済すること。
- 2 ウイルス性肝炎患者に対する障害者認定、障害者年金制度及びインターフェロン治療費補助の拡充を図ること。
- 3 ウイルス性肝炎の早期発見、早期治療体制の確立と治療薬の開発促進及び相談支援の強化を図ること。
- 4 総合的な肝炎対策の根拠法となる肝炎対策基本法を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年3月24日

岐阜県美濃加茂市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣、
厚生労働大臣